

報告第9号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年7月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

(建設部関係)

1	専決年月日	令和5年6月8日
	相手方	豊川市在住の70代女性
	損害賠償の額	282,796円
	概要	令和5年4月26日午前7時30分頃、豊川市金屋元町2丁目47番2地先の市道において、突風により折れた街路樹の枝が相手方の運転する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。
2	専決年月日	令和5年6月28日
	相手方	豊川市在住の20代女性
	損害賠償の額	27,133円
	概要	令和5年5月15日午後7時頃、豊川市西桜木町1丁目11番1地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。
3	専決年月日	令和5年7月3日
	相手方	豊川市在住の20代女性
	損害賠償の額	3,849円
	概要	令和5年5月21日午後10時30分頃、豊川市樽井町土々川9番1地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。